

鶴城中学校閉校記念事業実行委員会規約(案)

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、鶴城中学校閉校記念事業実行委員会と称する。(以下、本会と略す。)

第2条(事務局)

本会の事務局を鶴城中学校(山鹿市津留1190番地)内に置く。

第3条(組織)

本会は、鶴城中学校歴代PTA会員、歴代卒業生、歴任教職員、現PTA会員、現教職員および本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

第4条(目的)

本会は、鶴城中学校の閉校を記念して、本校創立以来の歴史を振り返るとともに、輝く伝統を後世に残し、顕彰することを目的とした事業に取り組む。

第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 記念事業に関すること
- 2 記念事業費の調達に関すること
- 3 その他必要と認められること

第2章 役員

第6条(役員)

本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長1名

実行委員長1名、副実行委員長3名

事務局長1名、事務局次長1名、会計2名、事務局員2名

部会長1名、副部会長1名

第7条(任期)

役員の仕事は事業終了までとする。欠員が生じたときは、役員会の承認を得て会長が委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

第8条(任務)

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する、また、地域住民への事業の周知を行う。
- 3 実行委員長は、本会の業務を司る。副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 事務局長は、本会の事務を行う。事務局次長および事務局員は事務局長の職務を助ける。
- 5 会計は、本会の会務を行う。
- 6 各部会は、役員会で決定された事項やその他必要と思われる業務を行う。

第3章 会 議

第9条(種類)

本会の会議は、総会、役員会、各部会とする。

第10条(招集)

総会は会長が招集し、役員会は実行委員長が招集する。また、各部会は部会長が招集する。

第11条(総会)

総会では、次の事項を協議する。

- 1 規約の制定および改廃
- 2 予算、決算、事業計画の承認
- 3 その他、本会の運営に関する必要事項

第12条(役員会)

本会の運営が円滑に行われるために、役員会を設ける。運営にあたっては、会長承認のもとに、役員がこれにあたる。

- 1 本会活動に関する運営および事業の計画、立案、実施
- 2 各部会の連絡・調整
- 3 緊急事項の処理運営
- 4 その他、必要事項

第13条(部会)

部会ごとに次の業務を行う。

- 1 記念碑部会は、記念碑の建立と除幕式等の企画・運営を行う。
- 2 記念誌部会は、記念誌の制作、発行および記念誌の配達・発送を行う。
- 3 記念式典部会は、記念式典の企画・運営を行う。

第14条(表決)

本会の会議は、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 会 計

第15条(会計)

本会の会計は、寄付金(記念誌代金を含む)や補助金、その他の収入をもって充てる。

第16条(会計期間)

本会の会計は、平成29年 月 日から事業終了までとする。

第5章 顧問および監査員

第17条(顧問)

本会には顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の諮問にこたえる。

第18条(監査員)

本会には、監査員を2名置き、会計を監査し、総会において報告する。

附則

この会則は、平成29年 月 日から実施する。

